

社会福祉施設調査にあらわれた老人施設の背景と実態

山 崎 豊 子

はじめに

社会福祉法は、昭和20年代に生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法が成立し、昭和30年代に精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法が成立して福祉六法となり現在に至っている。この間の社会経済は激しく変動し発展した。社会福祉の面でも社会経済の動きに対応して種々の施策が行われるようになってきている。この施策の業務が統計数字となってあらわれた社会福祉施設について、多種、多様の内容を含む施設数の数字の意味を、そのなかの老人施設に視点をあてて考えてみたい。

I 社会福祉施設の統計

社会福祉施設についての統計は、厚生省報告例により始まっている。

1 厚生省報告例

厚生省報告例は、都道府県・指定都市が行う業務の施行状況を数量的に把握して、社会福祉行政運用の基礎資料を得るための業務統計である。

昭和22年に戦後初の全面改正が行われ「社会福祉関係の報告事項」は一応体系化されている。

昭和24年、関係法令の制定改廃に伴う二度目の全面改正が行われ、多くの新規事項が加えられたなかに「社会事業施設」の報告が入っている。

昭和25年、社会情勢の変化、法令の改正および連合国軍総司令部からの要請もあって、「社会福祉

に関する統計」は全面的に再整備された。この当時の「社会福祉施設の種類」は生活保護法6種類、身体障害者福祉法6種類、児童福祉法12種類とその他の施設であったが、これより表式統計としての厚生省報告例が始まり、統計数字は昭和26年より集計されている。

2 社会福祉施設調査

都道府県が作成する方式の業務統計では、施設の状態を十分にとらえきれないきらいがあったため、これを調査票による施設の自計方式とすることによって施設の状態を把握し、施設配備の適正化、将来の配置計画への基礎資料を得ようとして、昭和31年より「社会福祉施設調査」が発足した。

調査の対象は、社会福祉関係諸法律による施設と、諸法律にはよらないが社会福祉事業法および通知の適用を受けて社会福祉事業を営む施設となっている。初年調査の施設の種類の、生活保護法5種類、身体障害者福祉法7種類、児童福祉法11種類、その他3種類の計26種類であったが、昭和58年現在の施設の種類の、生活保護法5種類、老人福祉法6種類、身体障害者福祉法13種類、売春防止法1種類、児童福祉法20種類、精神薄弱者福祉法4種類、母子福祉法2種類、その他12種類の計63種類にのぼっている。

調査の時期は、初回調査から昭和46年までは、年末現在で実施され、昭和47年以降は、10月1日現在で毎年実施されている。

II 老人施設数の推移と背景

1 老人福祉法以前の推移

表1でみるとおり、統計上にあらわれた老人施設は昭和26年からであり、その数は238施設、老人施設の種類の生活保護法による養老施設が1種類あるのみであった。

昭和25年制定の生活保護法では、養老施設について「老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする」と定義づけている。

この時期の施設の推移をみると、種類は1種類であるが施設数は増設され、施設調査が行われた昭和31年には510施設となり、毎年増加をつづけて老人福祉法制定前の昭和37年には657施設となっている。

この間、昭和36年に軽費老人ホーム、翌37年には老人福祉センターが創設されているが、この2種類は老人福祉法に条文化されるまでは調査対象とはならなかった。

2 法制定以後45年までの推移

昭和38年に老人福祉法が制定された。この法律が制定されるまでの背景は、事務次官通達「老人福祉法の施行について」（昭和38年7月社発第235号）のなかでつぎのように示されている。

「第1 法律制定の趣旨」として「戦後における老人の生活は、社会環境の著しい変動、私的扶養の減退等により不安定なものとなり、さらに高齢人口の増加の傾向と相まって一般国民の老人問題への関心はとみに高まり、老人福祉のための対策の強化が強く要請されている現状である。このような状況に対応して、老後における所得保障の体制を整えるため、既に昭和34年には国民年金法が制定されたのであるが、さらに進んで児童福祉法、身体障害者福祉法等に対応すべき老人福祉法を制定し、老人福祉に対する社会的責任の存在を明らかにすることが各方面から要望されてきたのである。（以下略）」。

当時の老人問題に対する高まりのなかで老人福祉法は制定された。

老人福祉法は、老人福祉施設の種類として、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび老人福祉センターの4種類を条文化した。これ以後、生活扶助を行うことを目的とした従来の養老施設は、「身体上、精神上、環境上の理由および経済的理由によるものを収容する」養護老人ホームとなった。

統計数字をみると、昭和38年の老人施設は694施設で、前年に比べ37施設増となっている。その内容は、養護老人ホーム16、特別養護老人ホーム1、軽費老人ホーム16、老人福祉センター4となっており、特別養護老人ホームはこの年にはじめて創設されたものである。

この時期の施設の推移をみると、同法制定以後は、毎年、前年の増加数を上回る増加数を加えながら増え、施設の種類の、昭和41年に有料老人ホームを調査対象に加え、5種類となっている。

昭和45年、厚生省の諮問機関である中央社会福祉審議会は、「老人問題に関する総合的諸施策について」を答申した。そのなかの「第3章 住宅と施設」の対策の一つに「老人福祉施設」があげられているので、関係部分を紹介する。

「1 老人福祉施設緊急整備計画の樹立」

「わが国の老人福祉施設の量は、欧米水準の1/3以下に止まるとともに、現実の老人のニーズに比べ絶対的に不足しており、緊急にその整備が図られる必要がある。とりわけ、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人世話ホームについては、5ヶ年計画により緊急に整備を進める必要がある。（以下略）」

「2 老人福祉施設体系及び機能の再検討」

「現行老人ホームは、前述の4種類の施設から構成されているが、その体系は主として、経済状態に着目して構成されている。しかし、老人福祉対策が老人個人の需要にもとづき実施される傾向にかんがみ、施設体系も老人の心身の状態に応じた体系に転換する必要がある。また、従来の給食サービスを含めた収容主義から老人の健康状態に対応し、住宅性を強めた多様性をもった施設体系が築かれる必要がある。（以下略）」

「3 老人世話ホーム（老人ケアつき住宅）」

「現在、養護老人ホーム入所者の3割を占める環境上の理由による入所者、あるいは、軽易な仕事についてはいるが、住宅に困っているもの、家族関係、住宅事情等で別居をしないもの等のうち、経済的、身体的、精神的等の理由で完全に自活できない老人が増加しており、その実情にかんがみ、住宅性の強い反面、必要に応じて相談、給食、臨時的介助等のサービスを提供しうる『老人世話ホーム』といった施設の整備が緊急に検討される必要がある。」

以上のほかに、「4 施設の設備及び運営の改善」「5 施設と医療」「6 施設職員の専門性向上とその充足」についてふれているが省略する。

厚生省ではこれによって「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画」を策定し、立ち遅れている社会福祉施設の整備を強力に推進することとなった。

3 緊急整備5ヵ年計画実施期間

緊急整備5ヵ年計画は、昭和46年度を初年度とするもので、財政的にも臨時に特別の財政措置が講じられている。

この期間の推移をみると、老人施設はいずれも急速に伸び、施設の種類も増えている。養護老人ホームは（一般）と（盲）の2種類となり、軽費老人ホームは、従来の施設を（A型）とするとともに、新たに自炊を原則とする軽費老人ホーム（B型）を加えて2種類となった。48年に老人憩の家、49年には老人休養ホームが調査の対象となり、現在の9種類はこの時期に増えたものである。

また、この期間は社会経済が激しく変動した時期でもあった。老後の生活に大きなかわりをもつ年金制度は、昭和36年に拠出制国民年金の実施により国民皆年金制度が実現していたが、昭和48年には、大幅な給付水準の引上げと、物価スライド制の導入が行われている。福祉に対する関心も高まり、昭和48年は「福祉元年」といわれた。この年の年末に第1次石油危機が起こっている。

昭和47年、中央社会福祉審議会老人専門分科会は、「老人ホームのあり方に関する中間意見」を提出した。

この時期に中間意見を提出した理由として、

「1（前省略）老齢年金制度の成熟、住宅対策、在宅福祉対策等関連福祉対策の充実に伴い、老人ホームも又新しい姿が指向されるべきである。現在、老人ホームの約3割強を占める生活保護法から移管された木造施設は、特に改築を急ぎ、今なお残る養老院的残滓を早急に払拭すべきである」

「2 高齢病弱老人が増加していること、および未収容のねたきり老人が現在多数居ること等、特別養護老人ホームの需要は大きく、かつ、その機能と役割の再検討を急がねばならない」

「3 施設の急増に対応して、職員の確保、財政的助成措置の改善を図るべきである」と述べ、また、施設体系の変革についてもふれ、「老人ホームの体系は、ケアを要する老人の所得の如何にかかわらず、その心身機能の状態に応じて入所できるような体系へ移行すべきである。ナーシングホームや中間施設等のあり方、及び精神障害老人、あるいは身体障害老人向けの専門施設の必要性等については、今後なお検討する必要がある」と述べている。

同分科会は、つづいて昭和49年に「有料老人ホームのあり方に関する意見」を提出した。

ここでは有料老人ホームについて、「有料老人ホームは、老人福祉施設とは異なり、公的助成が一切なく、また、規則もゆるやかであって、その形態には多種多様なものがあり、利用者はその所得と好みに応じて自由に選択することができるものとなっている。有料老人ホームは将来とも一般的にはこのような性格をもち、経済上も健康上も比較的恵まれた老人を対象とする施設であるといえよう」と位置づけている。

5ヵ年計画の推進期間は、福祉面で最も高まりをみせた時期であったと思われる。

4 昭和50年代の推移

40年代の終りに第1次石油危機があったが、50年代のはじめには第2次の石油危機が起こり、経済は低成長時代に入っている。

社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画の期間は終わり、社会福祉施設の数に量的な面ではほぼ達成されたといわれる。

51年以降の老人施設の推移をみると、養護老人ホームは、年に2施設程度の増設で横ばい状態となり、58年には1施設減少している。これに対して5ヵ年計画終了後もいちじるしい増加をつづけているのは、ねたきり老人を入所させる特別養護老人ホームと、地域の老人が利用する老人福祉センターおよび老人憩の家である。軽費老人ホームは、A型については増加傾向がみられるが、5ヵ年計画途中に新設されたB型については、54年以降は横ばい状態になっている。

50年代に入って、経済は低成長時代がつづき、こういう状況のなかで、福祉見直しが論議されるようになった。援護を要する老人の具体的施策の中核とみられてきた社会福祉施設の役割にも変化があらわれ、重点は在宅福祉に移り始めている。

昭和52年、同審議会の老人専門分科会は、「今後の老人ホームのあり方について」最終意見をまとめた。このなかの「老人ホーム体系のあり方」をみると、老人をつぎの3類型に分け、その類型に対応する老人ホーム体系が考えられている。

第1類型の老人(常時濃厚な介護を要する老人)については、新体系の「特別養護老人ホーム」に、これは現在の特別養護老人ホームが対応する。

第2類型の老人(心身機能の低下により独力で日常生活に適応することが困難な老人で第1類型以外のもの)については、新体系の「養護老人ホーム」に、これは現在の養護老人ホームと性格および機能が異なったものとなる。

第3類型の老人(独力で日常生活に適応することが可能な老人)については、新体系の「一般老人ホーム」に、これは現在の軽費老人ホームと有料老人ホームが対応する。

現行の4種類の老人ホームを、新体系では、ケアを要する老人の心身機能の状態によって3種類の老人ホームにまとめたものである。また、最終意見では、第2として「老人ホーム機能の地域開放」についてふれているが、そのなかで「地域開放の意義」をつぎのように述べている。「(前省略)老人ホームが有している各種の有益な機能を入所者以外の地域住民にも供与するという形で地域社会との接触を持つことは、従来存在していた

老人ホームと地域社会との間の見えない垣根を取り除くことになり、施設としての疎外状況を払拭するとともに、地域住民からは施設の存在に対して深い理解と信頼とを獲得し、老人ホームに対する有形、無形の援助と協力とが期待されるものである。他方、地域社会の側から見れば、老人ホームの持つ機能が地域に開放されることにより広くその住民が各種のサービスを受け得ようになるのであるから、地域社会にとっては在宅福祉の大きな進展に結びつき、そのことが施設の地域開放によりもたらされる最も大きな意義であるということが出来る。(以下略)」。そして、「地域開放の方策」としては、(1)短期収容事業、(2)食事サービス事業、(3)機能回復訓練事業、(4)入浴サービス事業、(5)その他の事業(付設作業所、集会所、食堂等施設設備の開放及び広報活動など)をあげている。

昭和56年、同審議会は「当面の在宅老人福祉対策のあり方について」(意見具申)を行った。このなかの「在宅老人福祉対策の今後の方向」では、「老人ホームを中心とした施設福祉対策については、今なお十分とはいえないまでも、ある程度の水準に達していることもあって、今日立ち遅れている在宅福祉対策については、長期的観点から取り組むことが当面の課題となっている。」とし、「今後は、たとえ心身上の障害を有する場合であっても、家族、友人、知人等の人間関係を保持しながら、現在の住みなれた地域の中で生活を維持することを希望する老人の福祉ニーズを勘案して、まず居宅処遇で対応することを原則とし、それが困難な場合に老人ホームに入所するという積極的な在宅福祉対策を確立することが必要である」と述べている。

意見書は当面の在宅福祉の方向を示したが、また、検討を要する事項として、「在宅福祉の観点からみた施設・設備及びそれらの機能のあり方やボランティア等による地域福祉活動の位置付け、(中略)等、今後の研究や検討に待つべきものも少なくないことを指摘しておきたい。」と述べ、在宅福祉と施設の位置づけは、今後の検討事項としている。

[illegible]

(注) 1) 昭和26年は厚生省報告例による。
2) 昭和31年以降は社会福祉施設調査による。
3) 昭和46年までは毎年12月31日現在、昭和47年以降は毎年10月1日現在の数字である。

以上、老人施設の推移を中央社会福祉審議会の意見書等を参考にしながらなしてみたが、これをふまえて、つぎに社会福祉施設調査の結果から老人施設の実態をながめたい(表1)。

III 社会福祉施設調査の老人施設

昭和58年に実施した社会福祉施設調査の調査対象は、63種類、4万5,442施設であった。このうち、老人福祉法による老人福祉施設6種類と、同法以外の老人施設3種類を、ここでは老人施設としてとりあげ、以下は、この調査にあらわれた実態を紹介するものである。

1 老人施設の状況

(1) 老人施設の種類の構成

58年の老人施設数は7,875施設で、社会福祉施設総数の17.3%にあたっている。老人施設の種類の構成割合は、図1に示すとおりであるが、入所施設34.3%、利用施設65.7%の内容をみると、入所施設では「特別養護老人ホーム」が17.9%を占めて多く、利用施設では「老人憩の家」44.6%、「老人福祉センター」20.2%が大部分を占めている。この3種類の施設は、前述の推移でみたように、いずれも増加傾向が顕著な施設であった。地域社

会のなかで果たす施設の役割には、これらの施設のかかわりが大きい(図1)。

(2) 老人施設の設置・経営主体

老人施設の設置・経営主体は、法・通知により基準が決められているが、調査による実態は図2のとおりである。

入所施設について施設の種別別にみると、養護老人ホームのみは、公立65.7%、私立34.3%で公立の多い施設となっている。しかし、老人福祉法制定当時は、公立73.0%、私立27.0%であったのに比べると、この施設においても私立の占める割合が高くなっていることがうかがえる。

特別養護老人ホームは、公立21.5%、私立78.6%で圧倒的に私立が多い。この施設は同法制定時に公立の1施設が創設されたが、翌39年には、公立15.4%、私立84.6%であり、当初より私立の多い施設であった。

軽費老人ホームは、公立29.7%、私立70.3%であるが、同法制定当時は、公立62.5%、私立37.5%で公立が多く、これを逆転して私立が伸びた施設である。このように、老人福祉法による入所施設の設置主体は、公立から私立への移行がみられる。

これに対して利用施設は、いずれも公立施設の割合が高い(図2)。

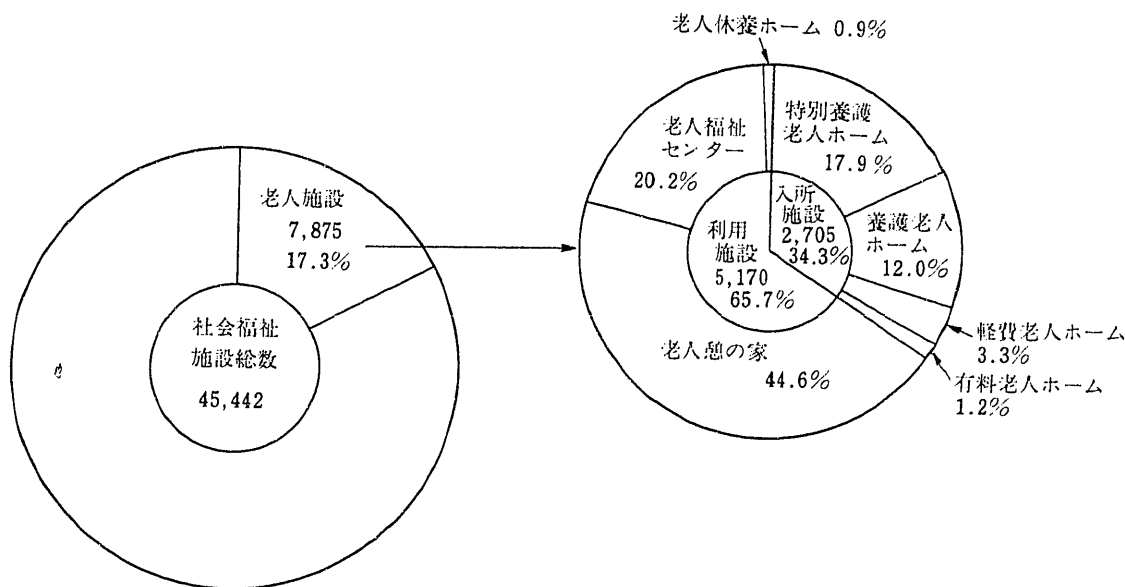


図1 老人施設の種類の構成割合

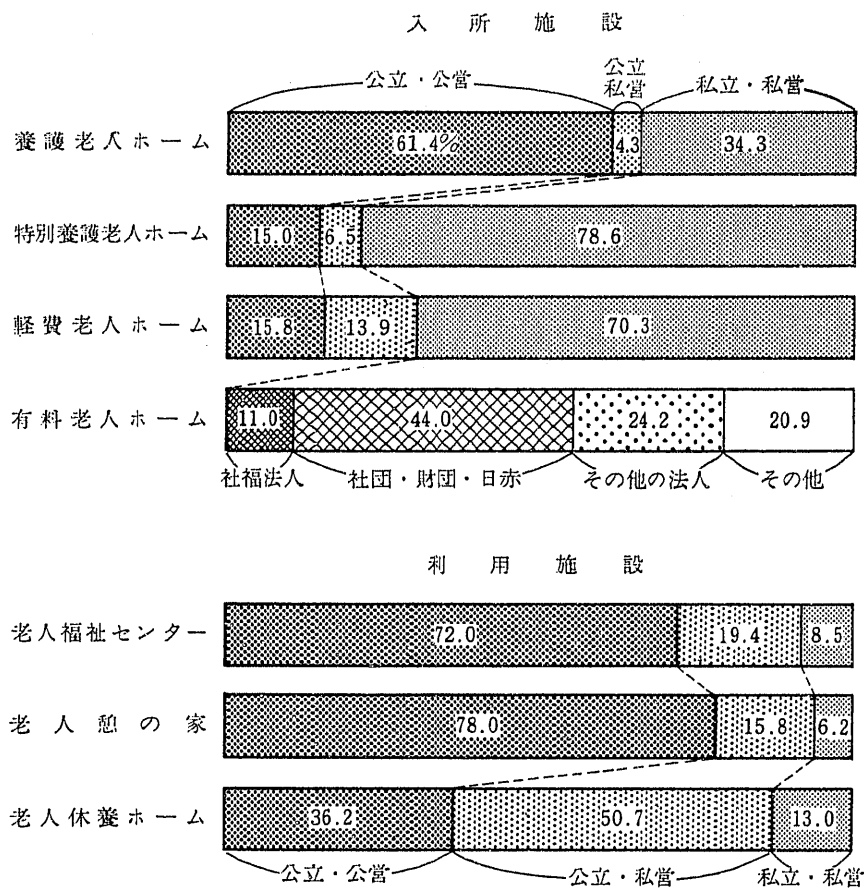


図 2 施設の種別別にみた設置・経営主体別構成割合

2 入所施設の状況

(1) 定員と在所率

入所施設には、老人福祉法の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームに、有料老人ホームを加えた4種類の施設がある。

入所施設の量的面の増加は、施設数のほかに定員からみることができる。

表2は老人ホームの定員と在所率の推移をみた

ものであるが、老人ホームの入所定員を、65歳以上の人口対比でみると、昭和40年の定員は、人口千対8.9であったが、年々高くなって昭和58年には17.0となり、入所定員の量的な改善がうかがえる。在所率は、有料老人ホームを除くと、いずれの施設も90%を超えており、とくに特別養護老人ホームはほぼ満杯の状態になっている(表2)。

表 2 老人ホームの定員と施設の種別別在所率の推移

	昭和40年	45年	50年	55年	56年	57年	58年
老人ホーム入所定員 (A)	55,740	77,297	123,895	168,946	180,049	190,360	197,967
65歳以上の人口 (B)	6,236,000	7,393,000	8,869,000	10,653,000	11,009,000	11,350,000	11,672,000
(A/B×1000)	8.9	10.5	14.0	15.9	16.4	16.8	17.0
	在 所 率						
養護老人ホーム	99.1	99.4	95.5	94.2	93.9	94.5	95.4
特別養護老人ホーム	98.0	102.6	103.8	98.9	98.7	99.0	99.6
軽費老人ホーム	80.0	91.7	89.9	91.9	92.6	93.5	94.4
有料老人ホーム		86.3	67.0	78.4	76.2	76.5	78.9

(注) 1) 老人ホーム入所定員は、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホーム定員の合計である。

2) 65歳以上の人口は、昭和40年、45年、50年、55年は国勢調査の総人口、56年以降は推計による総人口である。

(2) 入所者の状況

昭和58年現在、老人ホームに在所している者の数は、特別養護老人ホーム約10万5,000人、養護老人ホーム約6万7,000人、軽費老人ホーム約1万4,000人、有料老人ホーム約5,500人である。

在所者の性別割合を表3でみると、いずれの施設も女性が6割以上を占めている。在所者の年齢

をみると、80歳以上の高齢者がかなりおり、特別養護老人ホームには46.7%、養護老人ホームには35.3%、軽費老人ホームには30.1%、有料老人ホームには26.2%の順になっている。

性・年齢階級別の推移をみると、女性の占める割合はやや高くなり、80歳以上の高齢者が占める割合は、年ごとに高くなる傾向がみられ、老人ホ

表3 施設の種別別にみた老人ホームの在所者数と性・年齢階級別構成割合の年次推移

	昭和45年	50年	55年	56年	57年	58年
養護老人ホーム	60,453	67,848	66,395	65,944	66,110	66,522
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	37.5	37.1	36.6	36.6	36.6	36.3
女	62.5	62.9	63.4	63.4	63.4	63.7
60歳未満	2.2	1.9	1.8	1.7	1.6	1.4
60～64	7.0	6.8	5.7	5.5	5.4	5.5
65～69	16.4	15.1	13.7	13.3	13.0	12.8
70～74		22.6	21.7	21.8	21.5	20.9
75～79	74.4	25.3	24.7	24.3	24.0	24.0
80歳以上		28.2	32.4	33.5	34.4	35.3
特別養護老人ホーム	11,573	43,207	79,499	88,361	97,919	105,459
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	35.5	34.6	32.8	32.6	32.1	31.4
女	64.5	65.4	67.2	67.4	67.9	68.6
60歳未満	2.5	2.3	1.5	1.3	1.2	1.1
60～64	10.0	7.3	4.9	4.6	4.3	4.1
65～69	17.2	14.5	11.8	11.1	10.4	9.5
70～74		20.6	18.0	17.8	17.5	17.0
75～79	70.3	22.3	22.8	22.5	22.1	21.6
80歳以上		33.0	41.0	42.6	44.5	46.7
軽費老人ホーム	3,030	6,767	11,531	12,811	13,721	14,478
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	28.6	28.1	28.2	27.9	27.9	27.6
女	71.4	71.9	71.8	72.1	72.1	72.4
60歳未満	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3
60～64	4.1	5.9	4.9	4.6	4.1	4.0
65～69	12.4	14.8	15.2	14.9	14.0	13.3
70～74		25.8	25.0	26.2	25.5	24.8
75～79	82.8	29.0	28.1	27.0	27.3	27.6
80歳以上		23.9	26.3	26.9	28.6	30.1
(有料老人ホーム)	1,641	2,499	4,367	4,947	5,209	5,537
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	29.7	31.2	32.3	31.6	31.4	31.2
女	70.3	68.8	67.7	68.4	68.6	68.8
60歳未満	2.1	2.0	4.3	3.9	3.1	3.0
60～64	7.3	7.8	8.8	8.3	8.4	7.9
65～69	20.6	15.5	18.6	16.8	15.5	14.6
70～74		26.4	23.1	23.8	24.2	23.6
75～79	70.1	25.3	23.1	22.7	24.1	24.7
80歳以上		23.0	22.0	24.5	24.8	26.2

ームにおいても、人口高齢化の波が反映されているのが感じられる（表3）。

（3）老人ホームの退所理由

退所の理由を施設の種別別にみると、老人ホーム各施設の特色をみることができる。

養護老人ホームで56年中に退所した者の理由は、「死亡」33.1%、「病院・診療所に入院」28.5%で過半数を占めて多い。しかし、40年当時は「死亡」42.9%、「入院」35.3%で8割近くを占めており、この理由は少なくなる傾向がみられる。代わって「他施設に転所」「帰宅又は引取」はふえる傾向にあるが、「今後の老人ホームのあり方」で示した新体系の養護老人ホームに移行するようになれば、経済的理由で入所している者は在宅あるいはその他の老人ホームへ移ることとなり、この二つの退所理由はさらにふえていくものと思われる。

特別養護老人ホームの退所理由は「死亡」が1位で68.3%を占めている。40年当時は56.5%であったのが年ごとに増えたもので、特別養護老人ホームを生活の最後の場として亡くなる者が増えていることを示しているといえる。

軽費老人ホームの退所理由は、「帰宅又は引取」が多く40.6%であるが、推移をみると、40年当時は67.3%を占めており、この理由は少なくなる傾向がみられ、これに代わる理由として「他施設に転所」および「死亡」が増える傾向にある。軽費老人ホームは比較的健康的な老人が入所する施設であるものの、老人の心身上の特性からいずれば病弱に向かうことが考えられ、養護、特養あるいは病院等の「他施設に転所」はさらに増えるもの

と思われる（表4）。

（4）従事者の状況

昭和58年現在の従事者数は、養護老人ホーム約1万9,000人、特別養護老人ホーム約4万9,000人、軽費老人ホーム約3,500人、有料老人ホーム約1,300人で、1施設当りにすると養護19.6人、特養35.1人、軽費13.4人、有料14.8人となる。

入所者の処遇については、入所者に直接かわりをもつ従事者（直接処遇職員）に依存するとこ

表4 施設の種別別にみた老人ホームの退所者数と退所理由別構成割合

	昭和40年	45年	51年	56年
養護老人ホーム	12,090 100.0	14,958 100.0	12,999 100.0	11,053 100.0
帰宅又は引取	8.5	10.7	13.4	13.6
他施設に転所	7.9	12.3	17.2	20.0
病院・診療所に入院	35.3	44.3	29.8	28.5
死	42.9	27.7	36.0	33.1
その他	5.4	5.0	3.6	4.8
特別養護老人ホーム	750 100.0	3,766 100.0	13,559 100.0	18,482 100.0
帰宅又は引取	7.6	10.2	12.7	11.4
他施設に転所	10.4	4.8	4.6	3.8
病院・診療所に入院	24.3	33.0	14.4	14.3
死	56.5	51.4	66.7	68.3
その他	1.2	0.7	1.6	2.3
軽費老人ホーム	666 100.0	745 100.0	1,132 100.0	1,748 100.0
帰宅又は引取	67.3	52.3	46.5	40.6
他施設に転所	5.7	11.7	15.8	19.1
病院・診療所に入院	13.8	23.1	24.4	23.9
死	7.1	9.1	11.3	12.5
その他	6.2	3.8	2.0	3.9

表5 老人ホームの種別別にみた職種別従事者数と構成割合

	総数	施設長	生活・職業指導員	理学・作業療法士等の療養員	医師	保健婦看護婦	寮母	栄養士	調理員	事務員等その他の職員
従事者数										
養護老人ホーム	18,560	945	1,267	10	936	1,085	7,139	897	3,812	2,469
特別養護老人ホーム	49,461	1,410	1,994	548	1,969	4,004	26,190	1,460	6,246	5,640
軽費老人ホーム	3,468	259	255	1	198	226	978	218	865	468
有料老人ホーム	1,346	91	19	—	61	82	249	67	214	563
1施設当り従事者数										
養護老人ホーム	19.6	1.0	1.3	0.0	1.0	1.1	7.6	0.9	4.0	2.6
特別養護老人ホーム	35.1	1.0	1.4	0.4	1.4	2.8	18.6	1.0	4.4	4.0
軽費老人ホーム	13.4	1.0	1.0	0.0	0.8	0.9	3.8	0.8	3.3	1.8
有料老人ホーム	14.8	1.0	0.2	—	0.7	0.9	2.7	0.7	2.4	6.2

ろが大きい。この職種をみると、老人ホームの従事者では「生活指導員、理学等の療法員、医師、看護婦、寮母」等が直接処遇職員となる。従事者中直接処遇職員の占める割合を施設の種別にみると、「特別養護老人ホーム」70.2%、「養護老人ホーム」56.2%、「軽費老人ホーム」47.7%、「有料老人ホーム」30.5%の順に多く、これは入所者の介護依存程度の重い施設の順となっている（表5）。

直接処遇職員のなかでも、老人にサービスを行う職種の寮母は、老人の生活に直接影響を与える。寮母1人当たりの在所要者数は少ないほどサービスはゆきとどくこととなるが、寮母1人当たりの在所要者数の推移を施設の種別にみると、「養護老人ホーム」40年当時22.8人、50年当時12.8人、58年現在9.3%、「特別養護老人ホーム」40年当時6.8人、50年当時4.4人、58年現在4.0人、「軽費老人ホーム」40年当時34.1人、50年当時17.4人、58年現在14.8人と年次を追って少なくなっている。私立・私営の有料老人ホームは施設の性格の違いもあり、この傾向はみられないが、老人福祉施設においては寮母数が増え、量的面では改善されてきている

表6 施設の種別にみた老人ホームの寮母の推移

	昭和 40年	45年	50年	55年	56年	57年	58年
従事者中に占める寮母の割合 (%)							
養護老人ホーム	26.8	30.0	35.9	38.8	38.4	38.4	38.5
特別養護老人ホーム	48.8	55.3	54.7	53.4	53.4	53.0	53.0
軽費老人ホーム	15.2	21.3	28.6	28.8	28.9	28.5	28.2
有料老人ホーム	・	26.9	21.1	22.2	21.2	21.2	18.5
寮母1人当たりの在所要者数 (人)							
養護老人ホーム	22.8	19.3	12.8	9.3	9.3	9.2	9.3
特別養護老人ホーム	6.8	5.0	4.4	4.0	4.0	4.0	4.0
軽費老人ホーム	34.1	25.5	17.4	14.9	14.8	14.7	14.8
有料老人ホーム	・	13.0	14.4	19.1	19.8	19.2	22.2

といえよう（表6）。

以上施設調査の老人施設について述べてきたが、これからの施設のあり方は施設内以外の対象にも施設のもつ機能を開放し、在宅福祉と結びつけた施策の推進が期待されることから、社会福祉施設調査についてもこの状況に見合った調査が求められると思われる。

おわりに

社会福祉施設調査の調査事項は基本的なものにかぎられているため、多様な内容がみれず年次推移をみるにとどまった。しかし、数においては31年より始めて28年間のデータが蓄積されている。

1施設のデータはその時々状況を秘めたものであり、その集計結果の推移はさまざまな内容を語りかけているようである。内容の推測には審議会の意見書等の推移をみることで補った。

本年1月、社会保障制度審議会は「老人福祉の在り方について」建議し、重介護を必要とする老人のための介護施設の整備を図ることと、その施設は老人病院と特別養護老人ホームを統合した中間施設ともいふべき新しい形の介護施設で制度化する必要があることを提言した。中間施設については種々論議のあるところであるが、急テンポで進む高齢化に対処する提言の論議が煮詰められ老人問題を人間の問題としてみるものが広く一般にゆきわたることを願うものである。

参考資料

「厚生統計25年の歩み」「老人福祉関係法令通知集」
(やまざき・とよこ 厚生省大臣官房統計情報部)